熱中症対策規程（就業規則別冊規程）

令和７年６月１日制定

株式会社百年健康社

熱中症対策要綱（就業規則別冊規程）

〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇株式会社における就業規則の別規程として、以下に「熱中症対策要綱」を定める。本規程は令和７年６月１日から施行となった労働安全衛生規則第 612 条の２に基づく規制（令和７年４月１５日厚生労働省令第 57 号）に対応するものであり、その施行通達である基発 0520 第６号（令和７年５月 20）及び同通達の別紙１（基発 0520 第７号（令和７年５月 20）の施行通達）に基づいている。

（管理体制）

第1条　〇〇〇〇株式会社は社員の熱中症に係る健康と安全を確保するために、「**熱中症予防管理者**」を選任する。

1. 熱中症予防管理者は就業規則第〇〇条に基づき運用される安全衛生委員会の委員のうち「衛生管理者」の中から選出する。
2. 熱中症予防管理者は以下の職務を遂行する。
   (1)　毎年度の熱中症予防計画を作成する。
   (2)　日々の職場巡視における作業環境管理、作業管理の確認
   (3)　熱中症管理体制、作業計画、緊急連絡体制等の周知
3. 第２号の職務の遂行結果や緊急時の対応結果等の管理責任は安全衛生委員会の議事に図り、総括安全衛生管理者が最終責任を負う。
4. 各課長は管理体制に基づき、熱中症予防管理者の指示に従って作業管理をし、緊急時は直ちに熱中症予防管理者に連絡を行う。

（作業計画）

第2条　熱中症予防管理を遂行するために、毎年度の「**年間熱中症予防計画**」を作成する。

1. 年間熱中症予防計画は安全衛生委員会が作成する毎年度の「年間安全衛生計画」の中で作成することができる。
2. 年間計画の中には、暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を明示する。
3. 毎年４月を「**熱中症対策準備期間**」とする。
4. 当社における熱中症警戒期間を６～１０月とする。
5. 各課長は熱中症警戒期間においては、第６条に規定する WBGT 指数の確認日々行う。

（準備期間）

第３条　前条の準備期間の間に次のことを行う。

1. 年度当初の安全衛生委員会において、準備期間の周知、準備期間の実施事項について確認する。

2. 設備対策：社内の事務所内、工場内、屋外作業にかかる設備対策の実施点検を行う。
3. 服装対策：熱中症対策を検討した社員の服装の準備をする。
4. 準備期間においては「熱中症順化」期間を７日間以上確保し、社内報あるいはポスター等により、社員に対する周知徹底を行う。

（休憩場所）

第４条　熱中症予防のために休憩場所を確保する。

1. 中央空調設備、あるいはエアコンの設置された管理部門等（総務課、管理課）の事務所においては、対象設備の「防火管理者」あるいは、対象事務所の責任者が、その日のＷＢＧＴを確認して室内温度等の設定を行う。
2. 自社工場内では、工場内休憩室のエアコン等の温度設定を第１号に準じて管理を行う。
3. 屋外作業あるいは社外管理の建物内での出張作業等においては、あらかじめ休憩場所（屋外テント、社用車の中等）を決めておき、その場所においての温度、気流等が快適に過ごせる環境の実現を最大限考慮する。
4. 出先における暑熱作業の退避場所として、昼休み等を含め社用車内を休憩場所とする場合においては、社内のエアコン稼働に係るガソリン経費も考慮する。

（教育研修）

第５条　毎年５～６月の間に熱中症にかかる教育研修を行う。

1. 指定された管理者、社員に対して熱中症予防のための教育研修を行う。
2. 教育研修の講師は衛生管理者又はそれ以上の知識を有する講師可能な者が行う。
3. 講義時間は２時間以内、講義テキストは講師が作成し、教室方式の講義とする。
4. 受講者は全社員が望ましいが、それが困難な場合は、各部長、課長が受講し、各課長は責任を持って課員への伝達研修を行う。

（WBGT の把握）

第６条　熱中症予防管理者は、６～９月において毎日の勤務日における「暑さ指数」を把握し、その情報を関係部署で共有する。

1. 熱中症予防管理者は「環境省」のホームページ（以下、「HP」という。）にメールアドレスを登録する等により、日々の WBGT 値を取得する。
2. 関係部署との情報共有は、各部署の管理者がそれぞれ環境省の HP から取得することでの共有としてもかまわない。

3. 熱中症予防管理者は、自社における **WBGT 管理表**（指数と指数に対する措置表）を作成し第２条の予防計画に記載する。

（設備対策）

第７条　第３条の設備対策については、暑さ指数低減のために以下のことを実施する。

1. 本社・店舗の事務所には空調設備を設け事務所管理者が日々の WBGT 管理を行う
2. 自社工場内においては、工場全体の WBGT 管理の他、作業班毎に各作業場所の管理を行う。
3. 客先での屋内作業・屋外作業においては出張グループの責任者が休憩場所の指定等管理を行う

（服装対策）

第８条　第３条の服装対策については、以下のとおり実施する。

1. 事務所における服装は５～９月においてクールビズを実施し、透湿性と通気性の良い服装で業務を行うことが出来る。但し、服装について社内規程がすでにあるその規程に従う。
2. 工場または屋外作業においては、冷却機能付きの服装も許可する。
3. 熱中症対策のための服装は、安全衛生委員会において検討し、委員会の了承を得る。

（作業手順）

第9条 社内各課において当年度の作業標準を定める。

1. 職場の **WBGT 値が 28℃以上、又は気温 31℃以上になった場合**には各課長は熱中症対策事項を確認する。
2. 前項の場合においては、**１時間毎**に水分あるいは塩分の補給をする。
3. 午前中、又は午後に**連続４時間以上の作業**が続かないように、10 分の休憩時間を間に挟む。

（報告体制）

第１０条 熱中症のおそれのある者を発見した場合は以下のとおり報告を行なう。

1. 発見者は直ちに作業班長へ報告するとともに、課長へも報告する。
2. 班長は直ちに本人の状態を確認し、緊急時の手順に従って応急措置を講じる。
3. 報告を受けた課長は、総務部へ報告すること。

4. 総務部は報告を受けた場合、直ちに熱中症予防管理者を現地（作業場所）へ赴かせ、応急措置及びその後の措置を第１１条の手順に従って措置を行う。

（緊急時の手順）

第１１条 緊急時（異常者発見時）の手順は以下のとおり行う。

1. 熱中症のおそれのある者を発見した者あるいはその報告を受けた責任者は、該当者をまず当該作業から離脱させ、手のしびれ、熱感、めまい等、熱中症の症状が疑われる場合は涼しい場所へ移すなど身体冷却を図る。
2. その者との会話の成立の有無を確認し、正常な会話が成立しないと判断された場合は、直ちに＃7119 等の活用により、専門機関又は医療機関へ運ぶ手配を整える。
3. 本人の自覚症状において会話に問題なく、自分で移動でき水分補給できる場合には、作業からの離脱、涼しい場所への移動、水分補給等について本人を見守り観察をする。
4. 他覚症状としての、手足のしびれ、ふらつき、生あくび、大量発汗が見られる場合は直ちに作業離脱、身体冷却措置を取る。
5. 本人の自覚症状として、手足のしびれ、めまい、筋肉痛（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等を訴えた場合には、本人との会話がしっかりしていても２と同様とする。
6. 緊急対応として＃7119 により医療機関へ搬送する場合は、その医療機関等の場所や連絡先を本人の家族へ連絡する。

（緊急連絡網）

第１２条 第１０条の異常者発見時の緊急連絡網は以下のとおりとする。

1. 各班の連絡先
   作業班長及び課長：班長　○○○○（携帯　○○－○○○○）
   課長　○○○○（携帯　○○－○○○○）
2. 班から総務部への連絡先
   総務部○○○○（電話　○○－○○○○）
3. 総務部から外部への連絡先
   産業医○○○○（電話　○○－○○○○）
   救急医療機関　＃7119

（法の適用）

第 14 条 各作業場所において、協力業者との混在作業である場合には、元請け責任としての協力業者への周知・指導義務があるほか、協力業者自身もその労働者に対する熱中症対策の責任を負う。

令和７年６月１日　施行